

# MUFG BK 中国月報

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

2024年12月号(第226号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 特集

### ◆ 消費の変化に対応する中国外食産業の動向(前編)

フロンティア・マネジメント株式会社

インダストリアル・ストラテジー&オペレーション部門

シニア・アドバイザー 中村達 ..... 1

## ■ 華南ビジネス

### ◆ 「華南ビジネス最前線」

第64回 ~ 香港政府「2024年施政方針」を発表

三菱UFJ銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室 ..... 7

## ■ 税務・会計

### ◆ 中国商務部が輸出規制技術リストを改訂し、輸出入制限技術許可ガイドラインを公布

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 ..... 16

## ■ 法令・政策

### ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 ..... 21

## ■ 人民元レポート

### ◆ 管理された人民元安へ

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦 ..... 25

## ■ 主要経済指標

### ◆ 主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部 ..... 32

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



## 特集

## 消費の変化に対応する中国外食産業の動向(前編)

フロンティア・マネジメント株式会社  
インダストリアル・ストラテジー&オペレーション部門  
シニア・アドバイザー 中村達

## 中国リテールの重要性

中国政府の2024年国内総生産(GDP)成長率目標は+5%前後であった。しかし、第3四半期までで前年同期比+4.8%と、+5%をクリアするのは難しいとの見方が多い。国内消費拡大を重視している中国政府にとって、リテール消費は重要である。その中でも変化が進む外食産業に注目し、今後の動向を考察する。

## 中国 GDP 成長の推進力

不動産市場の変調から、電気自動車(EV)を前面に出した輸出拡大、そして、中国国内消費拡大の促進を政府は打ち出している。これは、GDPに対する不動産市場の貢献が大きく、消費市場が他国に比べて小さいためである。ハーバード大学の Kenneth S. Rogoff 教授ら<sup>1</sup>の試算では、不動産業が中国 GDP に占める比率は12%で、関連産業を含めると25-29%となる。不動産業の成長率は、2022年は-3.9%、2023年は-1.3%であった。2024年1-9月の不動産開発投資も振るわず、金額ベースで前年同期比-10.1%、新築物件販売は面積、金額ベースでそれぞれ同-17.1%、同-22.7%で、住宅用のみでみると、それぞれ同-19.2%、同-24.0%と減少が続く。

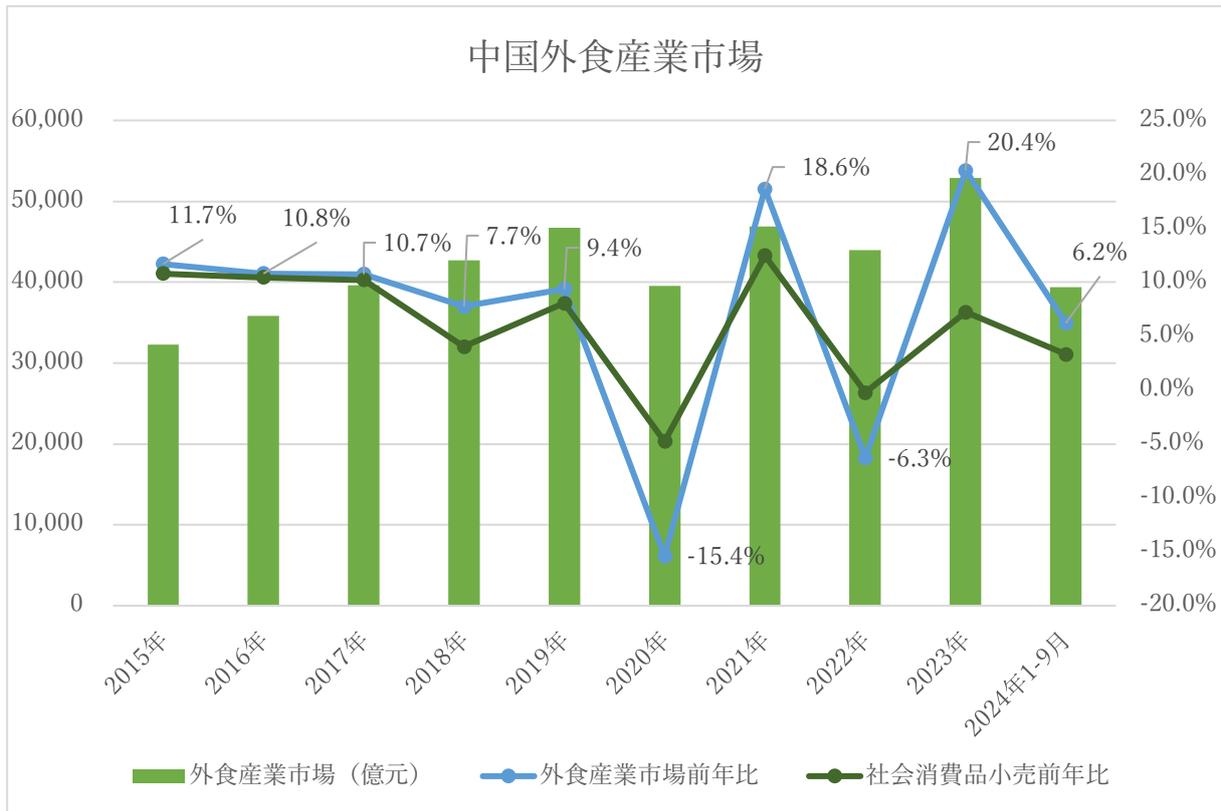
けん引力を大きく落としている不動産業及び関連産業に代わる点に、EVなどの輸出拡大がある。しかしこれは、輸入国側にとって貿易赤字の要因となるため、自国産業への影響が大きいとして、欧米は追加関税を設定しており、輸出以外の国内消費の拡大が重要となる。事実、2023年GDP成長率は+5.2%で、その80%が最終消費支出(民間及び政府支出を含む)であった。

2022年はコロナ禍であったため2023年は反動で回復基調となったが、2024年以降のGDP増大には中国の個人消費の拡大が必要となる。個人消費のGDP比率は、2023年時点で39.2%と米国の約70%、日本の54%など他の先進国に比較すると小さく、年間GDP成長率+5%前後を達成するには、個人消費の拡大が肝要となる。

個人消費については、日本の事例でも不動産市場の変調の影響を受けやすく、特に消費頻度の高い食品関連への影響が目立ち、中国の個人消費においても類似の状況がみられる。中国における社会消費品小売額と外食産業市場の2015年から2024年1-9月までの推移は図1に示した。

<sup>1</sup> Kenneth S. Rogoff and Yuanchen Yang (2020) "Peak China Housing." NBER Working Papers 27697.

【図1： 外食産業市場と社会消費品小売の推移】



(出所：中国国家统计局)

2020年、2022年とコロナ禍の影響が大きかった年以外の外食産業は、社会消費品小売の伸び率を上回って成長している。外食産業は社会消費品小売全体の10-12%であるが、2015年から2023年までの年平均成長率(CAGR)は6.4%となる。経済変化による消費動向の分析だけでなく、事業再編が今後も進むことにより、大きく拡大する産業と考える。

### 中国外食産業の特徴

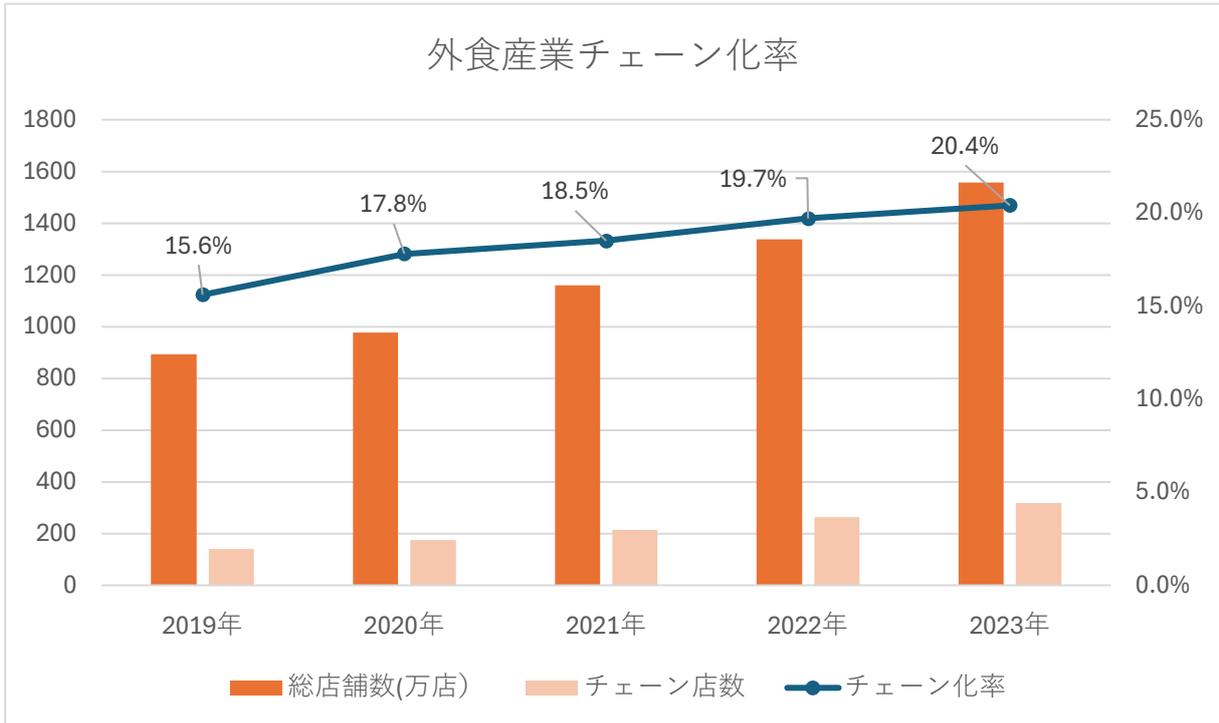
- チェーン化率の低さとデリバリー率の高さにある(図2、図3)。
- 2018年時のチェーン化率は全体の約12%、2023年時点で20.4%となる(図2)。
- 米国、日本のチェーン化率はそれぞれ約60%、52%、となっている。

※チェーン店：同一のブランド名、同様の内装やメニューを持つ複数の店舗が一定の経営体制のもとで運営される店舗のことで、チェーン化率=全国チェーンブランドの総店舗数/全国総店舗数 \* 100%;

デリバリー率：全体売上に対する、デリバリーによる売上比率を指す

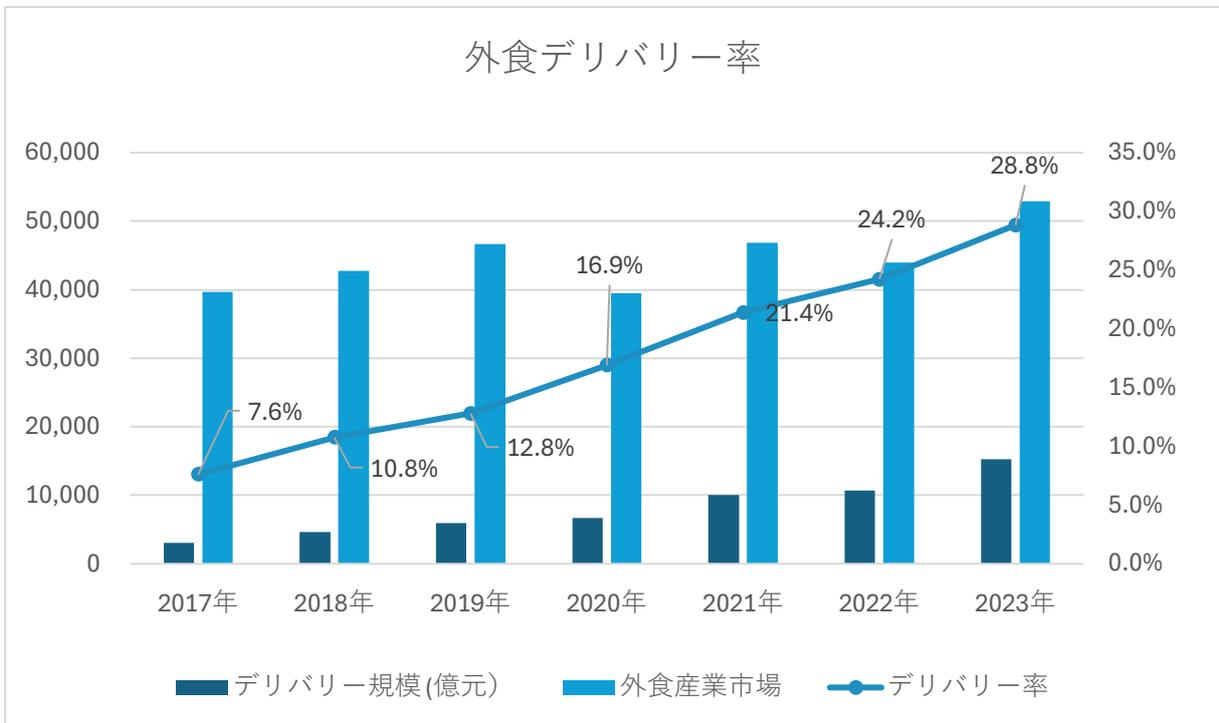
チェーン化率が低い中でも、デリバリー市場の拡大スピードが外食市場の拡大の大きな要因となっている。デリバリー率の上昇は、消費者が場所、時間を選ばずにオーダーできることへの要求度が高まっているためであり、提供側は販売、配送拠点の増加=チェーン化が必要となる。

【図2：外食産業チェーン店数・チェーン化率】



(出所：中国チェーンストア経営協会、紅餐网联合より筆者作成)

【図3：外食デリバリー率の推移】



(出所：紅餐网联合より筆者作成)

**中国外食産業の回復から課題は**

特に 2023 年において、外食産業の回復と増加は大きく、2024 年も事業拡大が進むようにみえた。2023 年後半から急激に回復し、同年 12 月は前年同月比+30%であったが、これはコロナ禍からの解放による点も大きく、2024 年四半期ベースでは、1Q+9.2%、2Q+5.6%、3Q+3.6%と、拡大の減速傾向がみられる。

また、2023 年より売価の下降傾向もみられるが、これはファストフード含め外食産業全般の傾向といえる。こうした環境の中、2024 年 1-8 月の外食閉店数は過去 5 年で最高の 163 万店となった。新規店舗数が上回り、全体では前年比増となっているものの、このペースだと、表 1 に示した 2019-2024 年の期間で最少の増店数となりそうだ。

**【表 1：中国外食店舗数】**

(単位：万店)

年次	総数	新規登録	閉店数	純増減
2019 年	834.3	243.0	—	—
2020 年	977.6	246.5	-103.2	143.3
2021 年	1,158.7	322.0	-140.9	181.1
2022 年	1,338.3	311.4	-131.8	179.6
2023 年	1,558.4	413.3	-193.2	220.1
2024 年 1-8 月	1,634.3	239.2	-163.3	75.9

(出所：紅餐網 その他より筆者作成)

**低価格路線への移行**

低価格路線が顕著なのは、短期間で急激に増加したコーヒーチェーンである。ケンタッキーフライドチキン(KFC)、マクドナルドといったファストフードチェーンのカフェ業態への進出(KCOFFEE、McCafé) や、コンビニエンスストアでのレギュラーコーヒー販売との競合もあり、スターバックスが 1 杯 20-30 元 (400-600 円) であるのに対し、新興の中国チェーンが 1 杯 9.9 元 (198 円) を提示し、「9.9 戦争」と報道された。

消費者の購買意欲を図る消費者信頼感指数 (CCI) では、100 を下回ると購買を先送りする傾向が出ると予測される。CCI は、2007 年以降 2022 年 3 月まで最低で、99 が数カ月続き、2017 年からは 110 以上で推移していた。しかし、コロナ禍におけるロックダウンの 2022 年 4 月からは 80 台に落ちている。2024 年は、3 月の 89.4 が最も高く、9 月は 85.7 となっている。購買を促進するために、低価格の提示で集客を検討する企業が増加する形となっている。

**収益拡大への店舗増**

収益拡大のためには、高価格＝良品質との価値観から、SNS で情報収集し、商品品質と価格、さらに消費シーンで選択購買する「コスパ重視」、そして Z 世代 (1990 年半ば～2010 年代初頭に生まれた世代) を中心とした「新商品」への消費傾向に働きかけることではないかとみる。数年前のダブルイレブン (W11、11 月 11 日に行われる中国最大の電子商取引 (EC) セール) のタイムセールへの購買鈍化にあるように、「衝動的購買」から「理性的購買」に行動変化している消費者への訴えかけが必要である。

その中で、消費意欲を刺激するために、提供側は現行商品の値下げを含めた「低価格」戦略を主にとっている。ただし、企業収益を上げるためには、規模の拡大とコスト低減が必要となる。中国では、大手チェーン店は1万店規模に拡大しており、店舗数ランキングは以下となる。

【表2：中国チェーン店舗数ランキング】

順位	店舗名	商品	店舗数
1	蜜雪冰城	①	32,143
2	華萊士 (Wallace)	②	20,399
3	ラッキンコーヒー	③	20,025
4	绝味鸭脖	④	14,097
5	正新鸡排	②	11,650
6	KFC	②	10,943
7	锅圈食汇	⑤	9,981
8	古茗	①	9,628
9	沪上阿姨	①	8,456
10	茶百道	①	8,361
11	塔斯汀中国汉堡 (Tastien Hamburger)	②	7,594
12	スターバックス	③	7,328
13	杨国福麻辣烫	⑤	7,069
14	库迪咖啡 (Cotti Coffee)	③	6,841
15	紫燕百味鸡	④	6,366
16	マクドナルド	②	6,354

(出所：Yougegongyinglian, Luckin Coffee 2024年6月時点の店舗数、ラッキンコーヒーは9月末時点)

(注：①ミルクティー、②ハンバーガー、フライドチキン、③コーヒー、④中国調味食品、⑤鍋類)

メニューが少なく、テイクアウト比率が高い飲料系とファストフードが上位にあり、米国系中心であった洋食関連の中国企業が拡大している点が特徴である。また、11位の塔斯汀中国汉堡 (Tastien Hamburger) は2012年江西省南昌市で開業後、急拡大を続けている。

カフェでは、スターバックスが中国におけるコーヒー消費スタイルを確立し、その後、中国資本のラッキンコーヒーがテイクアウト、オンライン中心による小型店舗の展開を進めている。同社は、2019年に米国ナスダックへ上場後、2020年に会計不正の発覚で上場廃止となり破産申請した。しかしその後、債務返済を進めて2023年に再上場している。

ラッキンコーヒーは、空間を提供するスターバックスと異なる展開によって店舗数を増やしたが、スターバックスもこの戦略に追随し、オンライン強化を進める形となった。その後、他の中国資本のカフェが参入し、さらにコンビニエンスストアなどリテーラーの参入もあり、競争が激化し、淘汰、開業が繰り返される中、低価格路線が際立っている。

低価格を仕掛けたラッキンコーヒーの2024年3Qまでの累計売上は248億6200万元(約5,200億円)、純利益は25億4300万元(約534億円)で、前年同期比ではそれぞれ+39.73%、-20.60%であった。また、9月末での店舗数比較は、2023年は1万3273店、2024年は2万1343店で、前年同月比+60.8%であった。この数値から、単店売上の減少を店舗数の増加によってカバーし、収益を拡大したと思われる。

ようするに、3Qだけを比較すると、単店売上は回復していないが、純利益が拡大している。売上については、同時期のスターバックスでは-14%で、その要因として-8%が客単価、-6%が販売数の減少だとしている。ラッキンコーヒー創業者が会計問題から辞職した後に開業したCotti Coffeeは、同様の価格戦略のもと7,000店舗近くまで伸ばし、今後は他業種の店内店(数平方メートル)を展開するという3年5万店構想を発表した。価格へのプレッシャーと競争は継続する中、コスト削減での収益回復を図るという。飲料特化型の事業と、飲料プラス食品提供の事業のどちらへ展開していくのが注目される。

【表3：ラッキンコーヒー3Q決算比較】

	2023年9月期	2024年9月期	前年同期比
店舗数	1万3273	2万1343	60.80%
直営	8,807	1万3936	58.24%
フランチャイズ(FC)	4,466	7,407	65.85%
直営比率	66.35%	65.30%	-1.59%
直営店舗売上比	19.90%	-13.10%	—
売上(億円)	72.00	101.81	41.40%
純利益(億円)	9.88	13.03	13.7%
平均客数(百万人) / 月	58.48	79.85	36.54%
9月末まで9カ月間の売上(億円)	178.38	248.62	39.38%

(出所：Luckin Coffee Inc. Third Quarter 2024 Financial Results)

※後編の記事は、2025年1月号に掲載する予定です。

(執筆者連絡先)

フロンティア・マネジメント株式会社 シニア・アドバイザー 中村達

E-mail: [t.nakamura@frontier-mgmt.com](mailto:t.nakamura@frontier-mgmt.com) HP: <https://www.frontier-mgmt.com/>

Frontier Eyes Online: <https://frontier-eyes.online/>

## 華南ビジネス

「華南ビジネス最前線」  
第64回 ～ 香港政府「2024年施政方針」を発表三菱UFJ銀行  
香港法人営業部  
アドバイザー室

2024年10月16日、香港政府の李家超（ジョン・リー）行政長官（以下、「李長官」）は就任後3回目の施政方針演説を行った。今回の施政方針演説では、民生問題の改善のほか、経済の多様化やイノベーションと起業支援、国際ハブとしての地位向上に重点を置いた政策・措置を提案した。一国二制度の強みを活用し、国際的な金融・海運・貿易センターとしての機能を強化するとしている。また、李長官の就任以来、2年間で進めてきた改革の成果を報告し、「成果重視」の政府構築を一貫して進めるとした。本稿では、施政方針の内容を紹介し、今後の香港政府の方向性について考察したい。

**1. 施政方針演説の概要**

李長官は、演説の冒頭で、2024年7月に北京市で開催された中国共産党中央委員会第20期第3回全体会議（3中全会）で採択された「中国の近代化を進めるための改革を全面的にさらに深める」という決議は、香港に対し、「一国二制度」の制度的強みを十分に活用するとともに、国際的な金融、海運、貿易の中心地としての地位を強化することを求めていると述べた。そして、香港基本法第23条に基づいた「香港国家安全維持条例」制定に関する憲法上の責任を果たし、50年間の土地賃貸を2047年以降まで延長することを可能にする新しい法律を制定したことは、「一国二制度」の長期的な順守が反映されているとした。李長官は、就任以来、香港内外におけるさまざまな課題に対処するために「改革」の必要性を訴え、成果重視の政府を構築することに力を注いできた。

今回の施政方針演説では、これまで推進してきた改革のさらなる深化と、新たな成長分野を探求するとしている。具体的には、香港が国際的な金融・海運・貿易センターとして統合的な発展を遂げていくための新たな成長分野の開拓や、イノベーション・科学技術（I&T）産業への投資拡大、新エネルギーの推進等、さらに、大湾区エリアとより一層の協力関係を強化しながら一体的に発展していくための方策が盛り込まれている。また、経済の多様化に向けた取り組みが強調されており、文化・スポーツ・観光による周辺産業の振興や、中小企業の支援、シルバー経済の振興など、さまざまな分野で国際競争力を継続的に高めるための施策を提案した。加えて、香港が優秀な人材の国際的なハブとなり、中国本土と世界への接続においてより大きな役割を果たすよう、香港への人材誘致にも重点を置いた内容となっている。

以下、今回の施政方針の概要と当室の見解を紹介する。

【2024年 行政長官施政方針演説 主な内容（一部抜粋）】

分野	内容
<p>政治・ガバナンス</p>	<p><b>「一国二制度」の着実な実行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>香港は「一国」に根ざし、「二制度」の恩恵を享受する。独自の司法、立法、法律、税制、通貨および金融システムを維持し、中央政府もこれを支持する</li> <li>国家安全保障を保護する。2024年3月に制定した国家安全条例は、香港国家安全法と補完し、国家安全を保護する</li> <li>国家安全保障を推進するための地区レベルのチューターを養成する</li> </ul> <p><b>ガバナンス体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部局横断的な調整メカニズムを強化。「教育・テクノロジー・人材」「低空経済」「観光」「シルバー経済」の4つの分野の委員会・作業部会を設置する</li> <li>公務員の能力向上のため、規則の見直し、研修、中国本土の公務員との交流プログラムなどを実施する</li> <li>デジタル政策局が公共サービスのDX化を推進。約20にわたる電子政府やスマートシティの取り組みを、2025年に開始する</li> <li>重要インフラのサイバーセキュリティを強化するための法案を2025年に提出する</li> </ul>
<p>国際金融センターとしての地位強化</p>	<p><b>国際金融・海運・貿易センターとして統合的な発展を促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>香港を国際商品取引・保管・配送・海運・物流・リスク管理のオペレーションセンターとし、金、非鉄金属、グリーン輸送などの新たな成長分野を開拓、国際金融・海運・貿易センターとして複合的に発展を促す</li> </ul> <p><b>中国本土との相互市場アクセスの深化とオフショア人民元ビジネスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国との相互アクセス体制を引き続き強化し、オフショア人民元ハブとしての地位を向上させることで、人民元の国際化に貢献する。インフラの改善、さまざまな通貨での決済を容易にするためのシステムのアップグレード、債券市場のインフラ整備、「越境理財通」<sup>1</sup>の強化が含まれる</li> <li>オフショア人民元の流動性を強化。夜間の越境取引など、決済システムのサービス能力を拡大する</li> <li>人民元建ての投資商品の充実</li> </ul> <p><b>国際リスク管理センターとしての地位強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北部都会区などのインフラ開発を促進するため、保険会社の資本要件にインフラ投資への資本配分を追加することを検討。中国の大手国有企業を含む域外企業を招聘し、グループ会社のための保険を提供するキャプティブ保険会社を設立</li> </ul> <p><b>国際ウェルスマネジメントセンターとしての地位強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中東など一帯一路地域の大規模なソブリンウェルスファンドと協力し、中国本土やその他地域のファンドに対する投資を行う</li> <li>新資本投資者入境スキーム（CIES）において、高級住宅用不動産（5,000万香港ドル以上）への投資が1,000万香港ドルを上限に適格投資と認定する</li> <li>シングルファミリーオフィスおよびファンドに対する税制優遇措置の対象となる適格取引の追加を提案</li> </ul> <p><b>証券市場の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>香港での上場を増やすため、上場審査の手続きを最適化する。中国本土との相互アクセスによる利点を活用し、国際企業の香港上場を誘致する</li> </ul>

<sup>1</sup> 「越境理財通」とは大湾区（中国広東省・香港・マカオ）において、個人投資家による金融商品への相互投資を認める制度

	<p><b>クロスボーダー決済の利便化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クロスボーダーでのリアルタイムの少額決済を利便化するため、香港の決済システムであるFPS (Faster Payment System) と中国の決済システムであるIBPS (Internet Banking Payment System) の連携を推進する</li> </ul> <p><b>国際金取引市場の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界レベルの金貯蔵施設を開発、金融セクターの新たな成長分野として開拓する。物理的な金の保管、取引、決済、デリバティブ、保険、物流サービスなど、関連産業の発展を促進する</li> <li>国際金取引センターを設立するための作業部会を設立、中国本土との相互市場アクセスプログラムへ金関連商品を含めることを積極的に検討する</li> </ul> <p><b>グリーンファイナンスエコシステムの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>香港金融管理局 (HKMA) は「サステナブルファイナンス行動計画」を展開予定</li> <li>香港金融財務局 (FSTB) はサステナビリティ開示基準 (ISSB 基準) の完全採用に関するロードマップを発表予定。香港はISSB 基準の要求基準に合わせる最初の管轄区域となる</li> </ul>
<p>物流・貿易 における 国際競争力 の強化</p>	<p><b>国際海運センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>香港海事港湾開発発展局を設立、リサーチや中国本土および海外でのプロモーション活動、人材トレーニング、政府の政策実施のために追加資金を提供する</li> <li>船舶オーナー、海上保険、船舶管理、船舶代理店、船舶仲介業などに税制優遇措置を提供する</li> <li>海上保険人材を育成するため、既存の助成金のスコープを拡大する</li> <li>脱炭素化のための取り組みにインセンティブを提供し、グリーン海運センターとしての発展を目指す</li> <li>非鉄金属製品の倉庫など関連施設を設立、コモディティ取引のエコシステムを構築、海事サービス、金融および関連サービスの需要増を図る</li> <li>スマートポートを整備。海事、港湾、物流業界間でデータの共有を可能にする</li> <li>高付加価値物流サービスを拡大させる。「現代物流開発に関する行動計画」を前進させており、北部都会区における洪水橋、厦村での近代物流クラスタの開発に関する調査結果を2025年に発表する</li> <li>港珠澳大橋を活用し、広東省西部や近隣地域との物流部門における協力を強化する</li> </ul> <p><b>国際貿易センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高付加価値のサプライチェーンサービスセンターを構築する。香港投資推進局 (インベストメント香港) と香港貿易発展局 (HKTD) が、グローバル化を目指す香港企業にアドバイザーサービスを提供する</li> <li>電子金融取引を促進する。テクノロジーの活用を通じて不正リスクを低減、金融機関による貿易金融の提供を促進、国境を越えたデータ転送と国際貿易のデジタル化を促進する。ブロックチェーン技術を活用したクロスボーダーの支払いソリューションをテストすることも可能となる</li> <li>中国内地と香港の経済貿易連携緊密化取り決め (CEPA)<sup>2</sup> の改正に伴い、香港での実質的な事業運営の3年間の期間要件は撤廃された。より多くの海外企業を引き付け、香港から中国本土市場の開拓を促す</li> <li>引き続き、地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定への早期加盟を目指す</li> <li>「本部経済」を推進。香港外から戦略的企業を呼び込み、香港への本部の設置を促す。非永住者を含む外国人スタッフの中国マルチビザの期限を5年に延長。本部の設置の手続きを簡素化。海外進出を希望する香港の中国本土企業が利用できる金融サービスの範囲を強化する</li> </ul>

<sup>2</sup> 「中国内地と香港の経済貿易連携緊密化取り決め (CEPA)」とは、2003年に中国と香港の間で締結された自由貿易協定 (FTA) で、香港から中国本土への輸入時の関税の条件を満たした場合での撤廃や、サービス業の中国市場アクセスの解放、投資促進が含まれる

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 酒類の取引を推進し、物流・保管、観光、高級食品・飲料消費などの高付加価値産業の発展を促進する。200 香港ドルを超える酒類の関税率を、200 香港ドル以上の部分の 100%から 10%に引き下げ</li> </ul> <p><b>国際航空ハブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2024 年中に 3 滑走路システムが完成予定。2035 年から香港国際空港の収容能力は 50%増加する予定</li> <li>▪ 空港周辺のエリアにハイエンドの商業、観光、レジャー活動を促進するためのプロジェクトを開始する</li> <li>▪ 東莞・香港間の海空複合輸送を実現する香港空港東莞空港センターの開発を推進し、大湾区の貨物容量を拡大する</li> </ul> <p><b>国際紛争解決センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 調停専門職の現地認定と懲戒問題に関するシステムを強化。コミュニティ調停に関するパイロットスキームを開始する</li> <li>▪ スポーツ紛争解決制度の確立を模索、スポーツ仲裁を推進する</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">イノベーションハブの構築</p>	<p><b>国際 I&amp;T センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新工業化のための中長期計画を策定する</li> <li>▪ 高度製造業、材料、エネルギー、持続可能な開発に焦点を当てた、第 3 の「InnoHK」研究クラスタを設立し、世界レベルの研究開発チームを引き付ける</li> <li>▪ 研究開発費用を助成するマッチング形式の補助金の新ラウンドを開始。総額 15 億香港ドルを助成する</li> <li>▪ ライフ&amp;ヘルステクノロジー、AI とロボティクス、半導体とスマートデバイス、先端材料、新エネルギーなど、戦略分野に投資するための 100 億香港ドルの I&amp;T 産業指向型ファンドを設立する</li> <li>▪ イノベーション・テクノロジー・ベンチャー・ファンドを拡充。15 億香港ドルを再度割り当てる</li> <li>▪ I&amp;T アクセラレーターパイロットスキームを開始。1.8 億香港ドルをマッチング形式で割り当てし、アクセラレーターを誘致する</li> <li>▪ 低空経済の発展に向けた作業部会を設立、開発のための行動計画を策定する</li> <li>▪ 航空宇宙科学技術に関する研究開発を推進。「InnoHK」研究クラスタの下に研究センターを設立し、航空宇宙開発に貢献する</li> <li>▪ 「1+方式」<sup>3</sup> の新薬登録制度の対象を拡大。高度な診断・治療サービスへの患者のアクセスを促進し、生物医学技術分野を育成。香港を国際的な医療イノベーションハブとする</li> <li>▪ バイオメディカルの分野で深圳と協力して大湾区臨床試験コラボレーションプラットフォームを設立。研究開発ネットワークを拡大し、臨床試験を迅速化する</li> </ul> <p><b>新エネルギー開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ タクシー・バス会社が電気自動車を購入するための補助金に、約 7.5 億香港ドルを割り当てる</li> <li>▪ 水素・燃料電池 (HFC) 大型車両の試験のための補助金制度を開始。水素燃料の安全な使用を確保するための法案を 2025 年に提出し、香港に適した水素規格認証のアプローチを策定する</li> </ul> <p><b>地域知的財産取引センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 著作権条例を強化する提案を 2024 年に提出、登録意匠制度に関する協議を 2025 年に開始、知的財産訴訟プロセスを効率化するための法改正を提案する</li> <li>▪ 世界知的所有権機関 (WIPO) のデータベースに参加し、重要な知的財産判例を共有する</li> </ul>

<sup>3</sup> 従来は 2 つの「医薬品証明書」(CPP) が必要だったところ、1 つの監督管理機関からの CPP のみで新薬登録が可能になる新薬登録制度

	<p><b>デジタル経済と実体経済の一体的発展の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大湾区内の国境を越えたデータフローのパイロットベースの促進体制を探求する</li> <li>人材や金融インフラ、技術や法的枠組みなどの分野を通じて貿易のデジタル化を促進するための作業部会を設立する</li> </ul> <p><b>新たなフィンテック・イノベーション・エコシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央銀行デジタル通貨、モバイル決済、仮想銀行、仮想保険および仮想資産取引を含む金融サービスの開発を引き続き促進する。金融市場におけるAIの適用に関する政策スタンスを定めたポリシーステートメントを発表する</li> <li>現実世界の資産のトークン化の適用と銀行間決済のためのデジタルマネーの使用を探求する</li> <li>法定通貨に基づくステーブルコイン発行者の規制に関する法案を提出予定</li> <li>クロスボーダー貿易決済における中央銀行デジタル通貨の利用を促進する</li> <li>資本市場取引にトークン化技術を採用することを奨励する電子債権助成スキームを開始する</li> </ul>
<p>人材誘致</p>	<p><b>人材不足に対する対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トップタレント・パススキーム<sup>4</sup>の対象となる大学のリストを198の大学に拡大し、中国本土および海外の13のトップ大学を追加。スキームに基づく高所得の人材の最初のビザの有効期間を2年から3年に延長する</li> <li>深刻な人手不足に直面している特定の職業の経験豊富な熟練した専門家を香港に呼び込むための新たなチャネルを提供する</li> <li>優秀な人材の移民受け入れ制度の下、新しいメカニズムを導入する</li> </ul> <p><b>中国本土および海外から優秀な若年層を誘致</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非地元卒業生のための移民協定の下で、香港の大学の大湾区内キャンパスの卒業生を含めるパイロットスキームを2年間延長する</li> <li>「Study in Hong Kong」ブランドの創設。奨学金等の提供を通じて、特に東南アジア諸国連合（ASEAN）やその他一帯一路諸国からの留学生を引き付ける</li> <li>北部都会区の80ヘクタール以上の土地を大学都市として開発する。2026年前半に北部都会区大学都市開発フレームワークを公開予定</li> <li>40歳未満の若者が補助金付きアパートを購入できるように支援する</li> <li>中国本土および海外の若者のインターンシップ・プログラムを引き続き推進。資格要件を緩和し、企業に付与される月額手当の限度額を12,000香港ドルに引き上げる</li> </ul>
<p>経済の多様化</p>	<p><b>文化・スポーツ・観光の一体発展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化およびクリエイティブ産業開発のためのブループリントを、2024年後半に発表予定</li> <li>西九龍文化地域を文化・クリエイティブ観光のランドマークとして観光客を呼び込み、香港の芸術文化・クリエイティブ産業の産業チェーンを確立する</li> <li>スポーツとその関連産業を促進し、スポーツメガイイベント開催都市として経済の発展を目指す</li> <li>「香港の観光産業発展のブループリント 2.0」を2024年後半に発表。メガイイベントの誘致やエコツーリズム、パンダ観光、競馬観光など、特徴のある観光商品の開発、「観光ホットスポット」となるエリアを特定して開発する</li> <li>中央政府に対し、深圳住民のためのマルチ個人入境許可の再開や、「週一回」個人入境許可のパイロット都市の適用範囲を拡大するなど、中国本土住民の香港観光訪問の強化を提案する</li> <li>カンボジア、ラオス、ミャンマーの国民のマルチビザの申請基準を緩和し、有効期間を2年から3年に延長。2023年からビザ政策を緩和しているベトナムにも適用する</li> </ul>

<sup>4</sup> 詳細は当室発行のニュースフォーカス【2023年第6号】「[香港における労働力減少、人材誘致策について](#)」ご参照

	<p><b>中小企業の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中小企業への融資を容易にするために、銀行の自己資本要件に柔軟性を提供することを検討する</li> <li>▪ 香港の非上場企業を対象とした ASEAN 市場開拓専用ファンド (BUD<sup>5</sup> ファンド) に 10 億ドルを注入。中小企業が事業運営をアップグレードし、新しい市場を開拓するための補助金による支援を強化する</li> <li>▪ 中小企業の DX と e コマース取引を支援。サイバーポートの DX 支援パイロットプログラムによる助成金の提供範囲を拡大する</li> </ul> <p><b>シルバー経済の発展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高齢者の消費促進、高齢者向け商品の認証取得の推進や市場拡大を図る</li> <li>▪ 高齢者向けの金融商品や投資教育を強化する</li> <li>▪ 高齢者の再教育や再雇用を通して高齢者の生産性を向上させる</li> </ul>
<p>大湾区との連携強化</p>	<p><b>北部都会区の発展を前進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新田テクノポール<sup>6</sup> の建設工事に着手。2026 年から 2027 年にかけて、約 20 ヘクタールの新しい I&amp;T サイトを段階的に提供する</li> <li>▪ 香港・深圳イノベーション&amp;テクノロジーパーク<sup>7</sup> を国際的に競争力のある研究開発およびパイロット生産拠点として発展させる。開発概要を 2024 年後半に発表予定</li> <li>▪ 中国本土当局とともに、香港・深圳園区の人員の越境移動の促進、低高度無人航空機の使用による物資の越境移動の可能性、香港園区の中国本土企業による越境資金移動の促進を含む革新的な円滑化措置の試験的实施を模索する</li> </ul> <p><b>大湾区の強みを活かし、相互に開発推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「国家開発統合運営グループ」を設立し、香港と中国本土、特に大湾区都市の統合開発を促進する</li> <li>▪ 大湾区・香港間の個人情報の越境移転に関する標準契約は、2023 年から銀行、信用照会、ヘルスケアの各セクターで試験的に導入されている。この措置をすべてのセクターに拡大する</li> <li>▪ 医療データ、サンプル、医薬品、医療機器をクロスボーダーで共有する</li> </ul>
<p>インフラ建設</p>	<p><b>人工島や輸送インフラ開発の進行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交椅洲 (カウイーチャウ) 人工島の開発に関して、埋め立て工事の環境影響評価を 2024 年に開始、詳細なエンジニアリング設計も 2024 年内に開始、2025 年には関連する手続きを完了予定</li> <li>▪ 洪水橋駅と北環線の工事を 2024 年もしくは 2025 年に開始、それぞれ 2030 年と 2034 年に暫定的に完成予定。港深西部鉄道 (洪水橋から深圳の前海を接続) および北環線支線の開発を進め、香港と深圳のインフラの越境接続を推進する</li> <li>▪ スマートでグリーンな 3 つの大量輸送システムを構築。東九龍、啓徳、洪水橋/厦村でプロジェクトを推進する</li> </ul>
<p>低炭素社会の構築</p>	<p><b>カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 廃棄物の削減とリサイクルを引き続き推進する。「I・PARK 1」<sup>8</sup> は 2025 年稼働開始予定。また、「I・PARK 2」の建設も進め、「埋め立てゼロ」に取り組む</li> <li>▪ 広東省の地元工場および香港所有工場のグリーントランスフォーメーションを促進。香港をカーボンニュートラル目標に近づけるための「クリーナー・プロダクション・パートナーシップ・プログラム」の新たなラウンドに 1 億香港ドルを注入する</li> </ul>

<sup>5</sup> Dedicated Fund on Branding, Upgrading and Domestic Sales。企業の国際競争力を向上させるための活動に対して助成される補助金

<sup>6</sup> 詳細は当室発行のニュースフォーカス【2024年第8号】「[香港 新田テクノポールの開発計画](#)」ご参照

<sup>7</sup> 詳細は当室発行のニュースフォーカス【2023年第12号】「[落馬洲ループにおける香港・深圳イノベーション&テクノロジーパークの開発](#)」ご参照

<sup>8</sup> 「I・PARK 1」は都市固形廃棄物を処理するための最初の廃棄物発電施設

	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車用の急速充電施設の設置に対して補助金を提供、2030年までに3,000基の急速充電器を設置する。</li> </ul>
<p>民生問題</p>	<p><b>住宅問題の解決</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年に9,500戸の簡易公共住宅の完成を見込んでおり、2027-28年までに約3万戸を供給する</li> <li>公共住宅入居権利の乱用を防止するため、情報提供者に報酬を提供する</li> <li>「細分化戸」に関する法律を制定、猶予期間を定め、オーナーに対応を求める</li> <li>今後5年間で約8万戸の民間住宅を提供するために利用可能な土地を提供する</li> <li>住宅用不動産購入時の借入額の割合を物件の評価額の最大7割に、返済と収入の比率上限をすべて5割に調整する</li> </ul> <p><b>医療制度改革の深化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供者に重要な健康データを個人のeHealthアカウントに登録することを義務付け、医療の継続性を強化する</li> <li>香港外の医師、看護師、歯科医を積極的に受け入れ、医療人材を強化する。香港外の資格のある補助医療専門家の受け入れに関する法案を2025年に提出する</li> <li>北部都会区に医学部キャンパスを設置し、医師の数を増加させる</li> <li>香港を漢方薬の国際化の足掛かりとするため、「漢方薬開発ブループリント」を2025年に公表する</li> </ul> <p><b>高齢者・障がい者ケア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広東省に所在する補助金付き高齢者ケアセンターの数を増加、広東省での生活に適應できるように支援する</li> <li>障がい者を積極的に雇用する雇用者を表彰する。障がい者の雇用と社会的企業の設立を促進する</li> </ul> <p><b>労働支援の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2024年6月に開始されたeMPFプラットフォームを利用して、従業員が雇用主の義務的拠出金から得られる未払いの給付を自分の選択でスキームに移すことができる、「フルポータビリティ」提案を実施するための詳細を検討する</li> <li>2025年5月1日付で、強制退職積立金(MPF)制度に基づく雇用主の義務的拠出金の未払い給付金を、退職金と長期勤続金の相殺に充てる取り決めに廃止。雇用主のコストに充当するための補助金制度を開始する</li> </ul>

## 2. まとめ

今回の施政報告は、李長官の就任3回目の施政方針演説ということから、李長官が2年間かけて進めてきた改革の成果が強調されたものであった。主な成果として、過去2年間ほどで世帯収入の中央値が約2,800香港ドル増加し、10万人以上の雇用が追加されたこと、公共住宅の入居待ち時間が6カ月短縮されたことが挙げられた。

特に、国際金融センターとして、ランキングが第4位から第3位へ上昇したことは、香港の将来性について国際社会での否定的な見方に終止符を打ったとコメントした。そのほか、世界競争力ランキング、人材競争力ランキングの順位も上昇したことに触れた。2022年7月の就任時点で、香港経済はマイナス成長を続けていたが、2023年には3.3%のプラスに転じ、以降はプラス成長を続けている<sup>9</sup>。コロナ後の人の往来再開によるビジネスや観光客の回復など、外部環境による影響が主な要因と考えられるが、香港の経済回復のための基盤を築いたことは評価されるべきだろう。李長

<sup>9</sup> 出所：香港政府統計処（Census and Statistics Department：C&SD）

官は「過去の成功が将来の成功を約束するものではない」としつつも、政府の政策が正しい方向に向かっていくことについて自信があると述べた。

今回、特に国際金融・海運・貿易センターとして統合的な発展を目指すとしていることに着目したい。李長官は、金融・海運・貿易分野の発展は密接に絡み合っているとし、3つの分野での「統合的な発展」を強調した。具体的には、香港を国際商品取引、保管・配送、海運・物流、リスク管理などのオペレーションセンターに変えることで、新たな成長分野を開拓していくとしている。これにより、国際的な金、非鉄金属、グリーン輸送などの市場が発展し、国際的な金融、海運、貿易の中心地としての香港の統合的な発展が促進されるとした。中でも目玉となる措置は、国際的な金取引市場と国際的な金貯蔵施設を設立することだ。香港に世界クラスの金貯蔵施設を開発し、香港のユーザーや投資家による金の保管と配送を促進し、担保やローンビジネスなどの関連サービスの需要を喚起し、金融セクターの新たな成長分野を開拓する。中国大陸と相互アクセス可能な商品ラインアップに金を追加することも、今後、検討するという。

貿易面では、香港への企業本部の設置を促す「本部経済」を引き続き推進する。手続きの簡素化や外国人に対する中国のマルチビザの期限延長は、外国企業が香港に地域本社の設立を促すために有効な措置だ。また、酒類の関税率の引き下げは、「市民の健康を害する」と懸念の声も上がるが、酒類に関連する物流・保管・観光・消費など、さまざまな分野での産業発展にポジティブな影響を及ぼすことが期待される。

近年、香港はテクノロジー分野の発展を重視し、アジアにおけるイノベーションハブの構築を推進している。今回の施政報告で、李長官はI&T分野の目玉施策として「I&T産業指向型ファンド」を設立し、100億香港ドルを投下すると発表した。その重点分野の一つとして、「低空経済」分野を想定していると考えられる。低空経済とは、1,000メートル以下の低空域でのドローン等を活用した経済活動を意味し、物流や輸送、救助活動や調査等での利用が見込まれる。政府は部門横断型の低空経済に関する作業部会を設立し、行動計画を策定している。この行動計画において、規制改革を推進し、救助、測量、旅客輸送などのインフラ建設を推進することを提案している。低空経済分野で先行する中国本土当局とも連携しながら、関連法規やインフラ構築を推進する。中国における低空経済関連企業が所在している都市の1位が深圳市、2位が広州市であり<sup>10</sup>、ドローンでの出前や宅配、「空飛ぶタクシー」が実用化されるなど、低空経済分野においては大湾区が中国本土内でも先行している。低空経済分野の発展は、通信技術やAI、デジタル産業などのさまざまな分野の発展を促すことになるだろう。

不動産市場の落ち込みに対する対応策では、住宅用不動産の総資産有利子負債比率(LTV)と債務返済比率(DSR)を緩和した。これにより投資需要の安定化と住宅市場の活性化が期待できる。住宅購入のハードルが低くなり、需要の増加につながるとみられる。また、新資本投資者入境スキーム(CIES)において、高級住宅用不動産(5,000万香港ドル以上)の住宅購入時、1,000万香港ドルを上限に、移住に必要な投資要件の一部とみなすことが認められるようになる。CIESによる移住に

<sup>10</sup> 出所：中国低空経済発展研究報告書(2024)

必要な投資要件は3,000万香港ドルであるため、住宅用不動産の購入により要件の1/3を満たすことが可能になり、高級不動産市場の活性化につながるとみられる。

民生問題については、香港の長年の課題である住宅不足に関して、根本的な解決につながる真新しい方策は残念ながら見られなかった。今回、李長官は「細分化戸」と呼ばれる、一つのフラットを小さな部屋に細分化し、複数のテナントに貸し出している住居の改革に乗り出す。立法により細分化戸の賃貸制度を規定し、適格な住居は「簡易住宅」と呼ばれるようになる。これにより、細分化戸に住んでいる人々が住居を失うことや、簡易住宅となった住居の家賃が上昇する可能性が懸念される。改革に伴って発生する課題には、個別に対応していく必要があるだろう。

香港経済は2024年第2四半期に3.3%成長し、第1四半期の2.8%から加速した。政府は2024年の年間成長率の目標を2.5%から3.5%に設定している。しかし、中国経済の鈍化、域内消費の空洞化、観光業の回復の遅れや米中関係を取り巻く不確実性の中で、経済回復が鈍化する懸念もある。特に2024年8月の小売売上高は前年同月と比較して10.1%の減少、不動産価格指数は13.3%下落しており、回復の遅れが目立つ<sup>11</sup>。

李長官は、演説の結びで「複雑な地政学の中での米中関係を取り巻く不確実性にさらされている」と述べた。しかし、「世界経済の重心が東にシフトしており、地政学リスクのバランスをとるために投資も同じ方向にシフトしている」とし、投資環境や地理的な優位性、中央政府の支援を享受できる香港の経済は強くなり、輝く都市になると自信を見せた。今後の政策の進捗に期待したい。

(本稿はニュースフォーカス2024年10月21日発行分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室

住所：18/F AIRSIDE, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong

Email: AKI\_KURODA@HK.MUFG.JP

TEL: 852-2821-3647

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

<sup>11</sup> 出所：香港政府統計処 (C&SD)

## 税務・会計

## 中国商務部が輸出規制技術リストを改訂し、輸出入制限技術許可ガイドラインを公布

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

## 概要

2023年12月21日、中国商務部と科学技術部は「中華人民共和国対外貿易法」と「中華人民共和国技術輸出入管理条例」に基づき、「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」(以下「リスト」)を改訂した旨を公告した。今回の改訂において変更された技術項目は多く、34項目が削除、37項目が修正、4項目が追加された。改訂後の最新「リスト」は計134項目で、このうち24項目は輸出禁止技術、110項目は輸出制限技術である。

今回の「リスト」の改訂点は、主に以下の通りである。

- ・ 緑色植物生産調整剤製造技術など、6項目の輸出禁止技術が削除された。医療用診断機器及び設備製造技術、ターゲットの特徴抽出・識別技術など、28項目の輸出制限技術も削除された。

- ・ 輸出禁止技術として、1項目(ヒト用の細胞クローンと遺伝子編集技術)が新たに追加された。輸出制限技術として、農作物の交配優位利用技術、バルクマテリアルハンドリング(石炭・穀物等といったバラ材の取り扱い。例:貯蔵・粉砕等)・輸送技術、LiDAR(Light Detection And Ranging: 光による物体検知と距離測定)システムの3項目が新たに追加された。

- ・ 一部の技術項目について、管理のポイントと技術パラメータが調整された。この調整には、漢方薬原料の資源や生産など6項目の輸出禁止技術、換金作物の栽培・育種技術、非鉄金属の冶金技術、大型高速風洞の設計・建設技術など、31項目の輸出制限技術が含まれている。

また、2024年1月9日、中国商務部は「輸出入制限技術許可ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を公布し、企業の禁止・制限類技術における、法に基づく輸出入許可の申請事項に関する簡潔な説明資料とした。

## 背景

技術輸出とは、貿易、投資、または経済技術協力を通じて、中国国内から中国国外へ技術を移転する行為を指す。中国は技術輸出を「禁止」「制限」「自由」の3種類のカテゴリーに分けて管理している。輸出禁止技術は、その輸出が禁止されており、違反した場合、刑事罰または行政罰を科される可能性がある。輸出制限技術は、経営主体が法に従って、許認可手続きを経て輸出許可証を取得した場合のみ、輸出が認められる。輸出自由技術は、契約書の届出による管理が実施される。

中国政府の輸出禁止・制限技術の管理制御は、主に「中華人民共和国対外貿易法」及び「中華人民共和国技術輸出入管理条例」の関連規定に基づき、管理制御される関連技術リストと管理制御方法を制定することで行われる。これにより、企業の対外技術貿易に対して許可管理が実施される。

2018年から、中国政府は2008年版「リスト」の改訂に着手し、2020年に最終的な改訂内容を公布した。2008年版「リスト」に比べて、2020年版「リスト」では、9項目の技術が削除、23項目の技術が追加、21項目の技術について管理のポイントが修正された。当該改訂は、国家安全の観点から技術輸出に対して輸出規制を実施する政策方針を明示した。例えば、3Dプリント、大型高速風洞、海上島礁への建設、ロケットエンジン用軸受、ドローンとレーザーなどが制限技術に加えられた。先進的な重要技術の輸出に対する規制が強化されており、「中華人民共和国輸出管理法」における要件と基本的に整合するように改訂されている。

2022年12月、中国商務部は「リスト」の改訂に係る意見募集稿を公布し、32項目の技術を削除、7項目の技術を追加、36項目の技術を修正する予定としていた。今回正式に公布され発効した「リスト」の修正箇所は、意見募集稿とほぼ同様の内容となっているが、全体の項目数からいえば、最終的に公布された改訂版「リスト」は、その対象技術がより少ないものとなっている。制限技術対象となる予定であった、CRISPR（Clustered Regularly Interspaced Short Palindromic Repeats：特徴的な繰り返し配列）遺伝子編集技術などは、最終的にはその範囲に含まれなかった。

「リスト」の改訂内容を全体的に見ると、中国の技術輸出に対する制限は、全般的に中国の国家安全と利益の発展を守ることを基本的な出発点としている。それと同時に、中国企業が国際的な技術協力において不要な制限を受けないようにされている。

2021年10月、中国商務部服貿司は、企業に対して「技術輸出入業務ガイドライン（企業版）」を公布した。これは、技術の輸出入に関するコンセプト、中国の技術輸出入管理制度、技術輸出入契約などの内容を詳細に説明するものである。2024年1月9日に新たに公布された「ガイドライン」は、これまでに公布されたガイドラインの内容と一部、同様となっているものの、制限技術を輸出入する際における、中国商務主管部門への許可事項の申請プロセスをより明確に説明している。これにより、企業の申請時において実務的に役立つと考えられる。

## KPMGの所見

### (1) 技術輸出に対する監督管理が強化されていく

中国商務部が2024年に新たに公布した「ガイドライン」は、2021年に公布されたガイドラインと比べて、内容面で実質的な差はない。しかし、中国商務部が制限技術許可申請に関する事項を元の総合的な業務ガイドラインから外し、単独で文書化して発表したことは、関連政府部門が企業の技術輸出許可業務をより重視し、そのための監督管理と法執行活動が増える可能性があることを示している。

また、中国における現行の技術輸出法規は比較的簡素であり、例えば「技術輸出」の認定に関して、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」は原則的な定義付けのみを行っている。すなわち「中国国内から中国国外へ、貿易、投資または経済技術協力の方式を通じて技術を移転する行為」とされている。そのため、一部の細部規定がより明確にされる必要がある。

各省の商務主管部門が具体的に「技術輸出」を識別する際に用いる監督管理方式にも、多少の相違点がある。一部の商務主管部門は、技術契約当事者の国・地域を切り口として、国内主体と国外主体が締結した技術契約を、技術越境移転に関する契約と見なしている。しかし、この取り扱いは「中華人民共和国技術輸出入管理条例」における定義と完全に一致しているとはいえない。政府部門が企業の技術輸出許可をより重視していくことを背景に、関連法規もこのような問題を明確にしておく必要がある。

## (2) 関係企業はコンプライアンスリスクに留意する必要がある

企業は、監督管理環境の変化に対して、技術資産の移転と、技術輸出に関連する業務コンプライアンスリスクに留意しなければならない。また、政府の施策方針及び今後への影響についても留意することが望ましい。監督管理機構は、現行法規の技術契約に対する管理要件に基づき、技術契約の確認から着手し、契約双方の具体的な約定に基づいて技術輸出行為があるかどうかを判定する。そのため、禁止／制限された技術に関係している可能性のある企業は、技術契約の具体的な条項を特に慎重に検討する必要がある。とりわけ多国籍グループの内部関連企業間における技術取引に関しては、技術資産の所有権、技術権限、技術移転などに対して、条項を明確に定めておくことが望ましい。

2017年に中国商務部が初めて「中華人民共和国輸出管理法（草案意見募集稿）」を公布して以来、中国の国家安全と利益の発展に向けた輸出規制の重要性は大幅に高まり、輸出規制制度も絶えず最適化・更新されている。「中華人民共和国輸出管理法」が主に管轄するデュアルユース品目（通常の民生用途と同時に、軍事関連用途にも利用可能な貨物、技術、サービス等）の輸出規制は、上述の輸出禁止／制限技術の管理制度とともに、中国輸出規制制度体系を構成している。2018年からは、国際社会の圧力に対抗し、中国の国家安全と利益の発展をより重視していくため、中国政府は輸出禁止／制限される技術範囲の調整を開始した。これにより、中国の国家安全、または長期的な発展に重大な影響を与える可能性のある、先進技術に集中した輸出規制措置を行うようになった。

今回の中国商務部による「リスト」の改訂は、ここ3年間で2回目であり、改訂頻度は以前より大幅に増している。技術項目の修正に加えて、「リスト」のフォーマットもより簡潔明瞭となり、デュアルユース品目の規制リストにより近づいた。実務においては、同一技術の取引が2つの異なった技術輸出許可に関わるケースがある。企業は自社のコンプライアンス管理過程において、デュアルユース品目の輸出規制と、輸出禁止／制限された技術の輸出規制を結びつけ、関連するコンプライアンスリスクに対応しなければならない。

上述の内容について何かご不明な点等がございましたら、関連の外部専門家にお問い合わせください。

【別表 「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」の具体的な改定内容】

(1) 技術項目の追加	
1. 輸出禁止類	ヒト用の細胞クローンと遺伝子編集技術
2. 輸出制限類	農作物の交配優位利用技術
	バルクマテリアルハンドリング・輸送技術
	LiDAR システム
(2) 技術項目の削除	
1. 輸出禁止類	緑色植物成長調整剤製造技術
	肉類加工技術
	飲料生産技術
	非鉄金属冶金技術
	農業用機械製造技術
	中国特有の物種資源技術
2. 輸出制限類	牧畜飼料及び獣用成長調整剤の生産技術
	畜産物加工技術
	ハチ類の繁殖とハチ製品の収集、加工及び利用技術
	森林病虫害の防止技術
	製紙技術
	穀物加工技術
	卵加工技術
	食品添加剤生産技術
	飲料生産技術
	紡織天然繊維製品及びその加工技術
	大豆タンパク繊維製造技術
	化学原料生産技術
	化学農薬生産技術
	染料生産技術
	触媒生産技術
	感光材料生産技術
	合成樹脂及びその製品の生産技術
	工業用爆薬及びその生産技術
	工業用雷管生産技術
	日用陶製品及びその製品生産技術
	耐火材料生産技術
	工程機械の応用技術
	消防技術
	刑事技術
	医療用診断機器及び設備製造技術
	電工材料生産技術
	液体貨物輸送技術
	ターゲットの特徴抽出及び識別技術

(3) 技術項目の修正	
<b>1. 輸出禁止類</b>	漢方薬原料資源と生産技術
	希土類元素の精製、加工、利用技術
	コンピュータネットワーク技術
	衛星応用技術
	宇宙機の観測制御技術
	中国希少・絶滅危惧植物の薬用成分抽出・加工技術
<b>2. 輸出制限類</b>	換金作物の栽培・育種技術
	林木種質資源及びその育種技術
	園芸植物、観賞植物の育種技術
	野生動物の人工繁殖及び保護技術
	獣薬生産技術
	獣医衛生検疫技術
	生物農薬生産技術
	合成繊維生産技術
	漢方薬原料資源と生産技術
	生物技術薬物生産技術
	組織工程医療機器製品の製造・加工技術
	ゴム製品の生産技術
	人工結晶の成長と加工技術
	非鉄金属冶金技術
	3D プリント技術
	工作機械産業の基礎共通技術
	大型高速風洞の設計・建設技術
	船型設計と試験技術
	ドローン技術
	機械測定器、計器製造技術
	コンテナ荷役のキー技術
	通信伝送技術
	コンピュータネットワーク技術
	情報処理技術
	コンピュータ汎用ソフトウェア作成技術
	コンピュータコアハードウェア製造技術
	高性能検査技術
声学工程技术	
伝統ハンドペーパー生産技術	
大型電力設備設計技術	
採鉱工事	

出所：各種資料より KPMG 作成

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 中国華潤ビル 15F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では10月中旬から11月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[ 政策 ]

【自由貿易試験区】
<p>○「国務院の自由貿易試験区の国際的な高い基準に適合した制度型開放試行措置を複製・普及する活動に関する通知」(国函[2024]156号、2024年10月25日発布・実施)</p>
<p>2023年から上海市、広東省、天津市、福建省、北京市の各自由貿易試験区と海南自由貿易港で先行試行している開放試行措置を、他の自由貿易試験区または全国でも試行するもの。</p> <p>■今回実施される開放試行措置は全30項目で、主なものは以下の通り。下記の( )内の記載は試行する地区。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再製造製品の試験的輸入に当たり、対象製品に対して中古品の禁止・制限措置を適用しない。ただし、新品と同様の技術的要求と再製造製品関係の規定に準じており、製品に「再製造製品」のラベルを貼付すること(全ての自由貿易試験区)。</li> <li>・国外からの一時持ち込み物品に対し、入国時に税関に担保を提供し、暫定的に輸入関税・増値税等の徴収を行わない(全ての自由貿易試験区)。</li> <li>・試行地区で情報技術設備・製品を輸入する場合、関係部門はサプライヤーの適合声明により、製品が電子適合性規格または技術法規に適合していることを明示的に保証するものと認める(全ての自由貿易試験区)。</li> <li>・中国資本の金融機関に新しい金融サービスを許可する場合、試行地区内の外国資本の金融機関にも同じサービスを許可する。ただし、特定の金融サービスを除く(全ての自由貿易試験区)。</li> <li>・国外の金融機関およびその投資者と越境金融サービス提供者が法定の形式に合致する申請を行った場合、120日以内に許可・不許可を決定し、速やかに申請者に通知する(全ての自由貿易試験区)。</li> <li>・試行地区に登録する企業、就業または生活する個人に対し、国外の金融サービスを利用することを許可する。その具体的な種類は、金融管理部門が別に定める(全ての自由貿易試験区)。</li> <li>・外商投資企業の専門人員に随行する家族に対し、専門人員と同一の滞在期間を認める(全ての自由貿易試験区)。</li> </ul>

- ・ 試行地区で、ラベルに「chateau」、「classic」等が記載されたワインの輸入を許可する（全国）。
- ・ 一般市場向けソフトウェア（重要な情報インフラ用ソフトウェアを除く）と当該ソフトウェアを含む製品を輸入・販売・使用する場合、関係部門とその人員は、企業・個人が所有するソースコードの譲渡または入手を許可の条件としない（全国）。
- ・ 信頼性のある合法的な外国投資家の投資に関する全ての外貨（出資金、利益、利息、資本収益、ライセンス料、管理費用、技術指導料、その他の費用）を自由に遅滞なく送金できるようにする（全国）。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content\\_6982805.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6982805.htm)

[ 規則 ]

【外商投資】

- 「外国投資家の上場企業に対する戦略投資管理弁法」（商務部・中国証券監督管理委員会・国务院国有資産監督管理委員会・国家税務総局・国家市場監督管理総局・国家外貨管理局令 2024 年第 3 号、2024 年 11 月 1 日公布、同年 12 月 2 日施行）

2006 年 1 月に施行された同名の弁法を廃止し、新たに制定したもの。「上場会社に対する戦略投資」とは、外国投資家が A 株上場会社の特定対象向け新株発行、協議譲渡、公開買付、その他の方式を通じて A 株を取得し、中長期にわたって保有することをいう。

■2006 年の弁法（以下、旧弁法）から変更された主な点は、以下の通り。総じて投資の条件が緩和されている。

- ・ 投資が許可される外国投資家の範囲について、旧弁法における外国の企業またはその他の組織のほかに、外国の自然人が含まれるようになった。
- ・ 同じく外国投資家の資産額について、旧弁法の実際に所有する資産総額が 1 億ドルまたは運用されている実際の資産総額が 5 億ドルから、同じく 5,000 万ドルまたは 3 億ドルにそれぞれ引き下げられた。
- ・ 投資の方式について、旧弁法の特定対象向け新株発行、協議譲渡に加え、新たに公開買付が追加された。
- ・ 上記の特定対象向け新株発行と公開買付での対価の支払い方法について、新たに国外の非上場会社の株式とすることができるとされた。
- ・ 外国投資家が取得した A 株の譲渡禁止期間について、旧弁法の 3 年から 12 カ月に短縮された。
- ・ 外国投資家が取得する株式の最低比率について、旧弁法の 10% から 5% に引き下げられた。

■原文は中国証券監督管理委員会の下記サイトをご参照。

<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7516180/content.shtml>

【税】

○「輸出税額還付政策の調整に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2024 年第 15 号、2024 年 11 月 15 日公布、同年 12 月 1 日施行)

一部商品に対する増値税輸出還付の取り消しと還付率引き下げ。還付の取り消しは 2021 年の鉄鋼製品以来、還付率引き下げは 2015 年の鉄鋼製品と人髪及び類似品以来で、久しくなかった。今回の還付取り消しと還付率引き下げは、主に国際市場への影響力が強い商品が対象となっている。欧米などから中国の生産能力過剰によるデフレ輸出に対する批判が高まっていることを受けた、産業調整政策の一環と見られる。

■輸出還付の取り消しと還付率引き下げの概要は、以下の通り。

- ・ アルミ製品、銅製品、化学的に加工した動植物・微生物の油脂など 59 品目の還付を取り消す。
- ・ 石油製品(ガソリン、航空燃油、ディーゼル油等)、単結晶シリコンウエハー、石製品、タイル・レンガ、セメント製品、陶磁器類、ガラス製品、電池類(一次電池、蓄電池、太陽光電池)など 209 品目の還付率を 13%から 9%に引き下げる。
- ・ 実施は、輸出通関申告書記載の日付で、2024 年 12 月 1 日からとする。

■原文および対象品目リストは国家税務総局の下記サイトをご参照。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5235887/content.html>

【税】

○「不動産市場の安定的で健全な発展を促進する租税政策に関する公告」(財政部・国家税務総局・住宅都市農村建設部公告 2024 年第 16 号、2024 年 11 月 12 日公布、同年 12 月 1 日施行)

個人の住宅購入・売却に関わる租税優遇を拡大する。従来、地方ごとに住宅の建築面積、容積率、売買価格を基準に「普通住宅」と「非普通住宅」に区分し、異なる税を適用していた。しかし、住宅販売が低迷する中で、2024 年半ば以降、多くの地方がその区分を取り消し、同一の租税優遇措置を適用することになった。個人の住宅売買を促進し、不動産市場を活性化させることがねらいである。

■本公告の主な内容は、以下の通り。

- ・ 個人が家庭で唯一の住宅を購入し、その面積が 140 平方メートル以下の場合、契税は 1%の軽減税率で徴収される。同じく面積が 140 平方メートル超の場合は、1.5%の軽減税率を適用する(注:契税は不動産取得税で、標準税率は地方により 3~5%とされている)。
- ・ 個人が家庭で 2 軒目の住宅を購入し、面積が 140 平方メートル以下の場合、契税は 1%の軽減税率で徴収される。同じく面積が 140 平方メートル超の場合は、2%の軽減税率を適用する。
- ・ 「普通住宅」と「非普通住宅」の区分を取り消した都市で、普通の基準で建造された住宅を売却する際に、付加価値額が控除項目金額(注:住宅購入額)の 20%を超えない場合、引き続き土地増値税を免除する。

- ・北京市、上海市、広州市、深圳市で「普通住宅」と「非普通住宅」の区分が取り消された場合、その他の地区と同一の住宅販売に関わる増値税政策を適用し、購入から2年以上経過した住宅を個人が売却する場合は、増値税を免除する（注：上記の4大都市では本公告の公布直後に「普通住宅」と「非普通住宅」の区分を取り消している）。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202411/t20241113\\_3947450.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202411/t20241113_3947450.htm)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

## 人民元レポート

## 管理された人民元安へ

三菱UFJ銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
アナリスト 横尾明彦

## 2024年のレビュー

中国人民元の対ドル相場は7.10台で取引を開始した。弱い経済指標が相次ぎ、人民銀による追加緩和への期待が台頭する一方、米国の利下げ期待が後退するなかで、年初から7.19台後半まで水準を切り下げた。7.2大台を前に下げ止まると、3月にかけて7.19台後半を挟んだ狭いレンジで推移。この間、3月開催の全国人民代表大会（全人代）前後では、国有銀行がドル売り・人民元買いを積極的に実施していたとの報道もある。全人代閉幕後の3月22日、人民銀が対ドル基準値を人民元安方向に設定すると7.23台まで急落。4月末には7.25に迫った。労働節休暇明けの5月初には7.20台まで反発したものの、その後は強い米経済指標を背景としたドル高地合いのなか、中国当局の景気対策の物足りなさも意識され、7月にかけて7.27台まで下落。もともと、7月半ば以降、米国の利下げ期待が高まると反転上昇し、8月初の米雇用統計発表を皮切りにドル安人民元高が急速に進行。9月には、FOMCが50bpの利下げを決定するなかで、同月25日には年初来高値である7.00台まで上伸した。10月に入ると、米国大統領選挙でのトランプ氏優勢が報じられ、FRBの利下げ期待も後退し、ドル買戻しの動きが活発化すると、7.14台まで押された。さらに、11月に入ると、米国大統領選挙でトランプ氏が勝利したことを受けてドル高人民元安が加速し、8月以降の上昇分をほぼ解消する7.24台まで下落した。25日にトランプ氏が大統領就任直後に10%の対中関税を追加で賦課すると表明したため、7.25台まで下げ幅を拡大。本稿執筆時点では7.24台半ばで推移する。

対円相場は19.8台後半で取引開始。元日発生地震により日銀の金融政策正常化が遅れるとの見方が台頭すると、2月にかけて21円絡みまで上昇した。3月には日銀のマイナス金利解除期待から20.3台まで反落するも、「緩和的な金融環境維持」の姿勢が示されると、改めて円売りの展開に。4月の金融政策決定会合後には、さらに円安が進み、本邦祝日の同29日には1994年の市場レート一本化以降では最高値圏の22.0台に到達した。その後も円安基調が続き、7月3日には年間高値22.2台後半まで上値を拡大している。もともと、本邦当局による対応や、日銀の追加利上げもあって、円が急速に買い戻される展開となると、9月16日には19.6台後半まで下落した。同月末の自民党総裁選挙を挟んで、改めて日銀の金融政策正常化の遅れが意識されて円安地合いに転じると、11月の米国大統領選挙を経て21.6台まで上昇する場面があった。日銀の12月利上げ観測の台頭を受けて、本稿執筆時点では20.9台まで上昇して推移する。

## 2025年の注目点：米中関係が左右する展開になりそうだ

2024年のここまでの人民元の対ドル相場は、中米金利差と連動する格好での推移となってきた（第1図）。ただ、11月の米国大統領選挙でのトランプ氏勝利を受けて、米中関係の先行き不透明感が人民元安を主導する状況となっており、テーマは変わりつつあるようだ。トランプ次期大統領が掲げ

た諸政策のうち、対中関税の強化は、今後の人民元相場に影響を与えるとみられる。トランプ氏は、すべての国に対して一律10%、中国に対しては60%の関税を賦課するとしてきた。バイデン政権でも続いてきた対中貿易の抑制により、米国の輸入総額に占める中国の割合は15%を切るまでに低下してきているが、それでも一律60%の関税賦課となると、輸入物価上昇を通じたインフレの加速を招きかねない。第1次トランプ政権では、2018~19年にかけて幅広い対中輸入品に25%の関税を賦課してきた。トランプ氏の姿勢も踏まえると、さらなる関税率の引き上げがないとはいづらい(第1表)。対中関税率がどの程度まで引き上げられるのか不透明ななか、定量的な計算は困難だが、2018年に実施された第1~3弾の対中関税賦課の前後には、人民元の対ドル相場が約6%下落した(第2図)。今回も、大幅な関税率引き上げが決定された場合、同程度の下落圧力がかかる可能性があるともみておきたい。

【第1図：中米国債利回り差(=中国-米国)と人民元相場】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第1表：トランプ政権による対中関税賦課のまとめ】

	関税賦課日	関税率	対象 (億ドル)
<b>第1次トランプ政権</b>			
第1弾関税賦課	2018年7月6日	25%	340
第2弾関税賦課	2018年8月23日	25%	160
第3弾関税賦課	2018年9月24日	10%	2,000
第3弾関税率の 引き上げ	2019年5月10日	25%	2,000
第4弾関税賦課	2019年9月1日	25%	3,000
第4弾関税率の 一部引き下げ	2020年2月14日	7.5%	約1,100
<b>第2次トランプ政権</b>			
対中輸入全体に 関税賦課	未定	60%	4,269

(注) 第2次トランプ政権の関税賦課対象額は、2023年の米国の対中輸入実績で仮定した  
(資料) 米商務省、各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図：対中関税賦課時の人民元の対ドル相場】

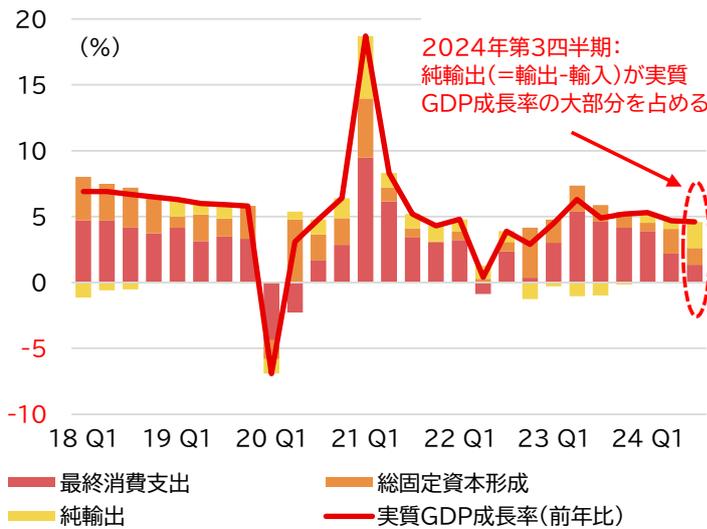


(資料) CFETS、Refinitiv、各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

2018年とは異なり、人民銀は人民元相場の安定重視の構えを強める

もともと、2018年6月15日に第1弾の対中関税リストが発表された際は、直前の5月19日に、中国による米国産農作物の輸入拡大などを約束した共同声明を発表するなど、米中両国政府間で貿易摩擦解消に向けた努力が続けられていた。このため、第1弾の対中関税賦課はサプライズとして認識されたという経緯がある。対して、今回の関税強化は、トランプ氏が繰り返し主張してきたこともあって、相応に織り込まれていると考えられる。また、今回は、2016年終盤から2017年にかけてドル安人民元高が続いてきていたこともあって、輸出競争力低下を懸念する人民銀は、関税賦課を材料とする人民元安を事実上容認していた。それに対し、当時と比べても人民元安水準にあるなかで人民銀は「人民元相場の安定」を重視し、過度な人民元安に至らないよう行動している。もちろん、現在でも輸出は中国経済の柱である(第3図)。関税率の引き上げがあれば、輸出下押し圧力を緩和するために、人民元安自体は容認すると考えられるものの、2018~19年のような大幅な下落は許容しづらいだろう。毎営業日の対ドル基準値を人民元高方向に設定することや、国有銀行を介したドル売り・人民元買いを実施することなどの手段を通じて、管理の度合いを強めていくとみておきたい(第4図)。

【第3図：実質 GDP 成長率（前年比）】



(資料) 中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第4図：人民銀による人民元の対ドル基準値設定の推移】



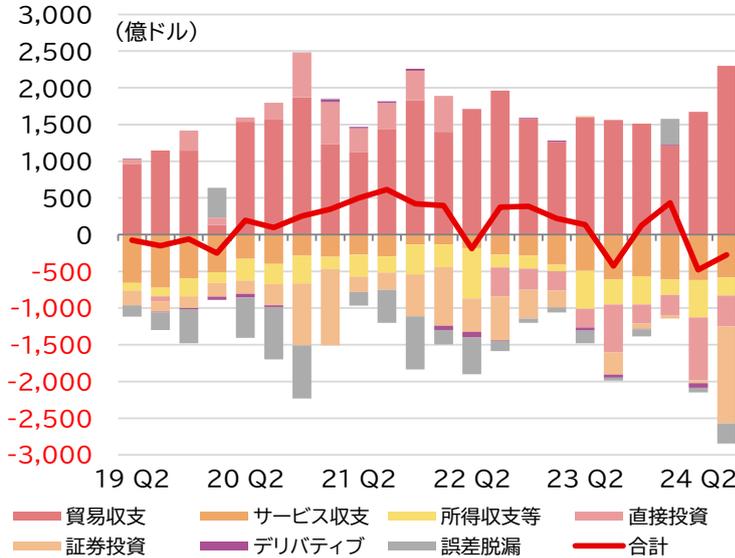
(資料) CFETS、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

国際収支の動向は、経済構造の転換を反映か

翻って、ファンダメンタルズは、人民元を支える力が後退している。経常収支は、貿易収支が大幅な黒字を計上する一方で、海外への旅行者や留学生の増加などでサービス収支の赤字が拡大傾向にある。金融・資本収支は、海外企業による対内直接投資が減少したことに加え、中国企業の対外直接投資が増加したことで悪化した(第5図)。もっとも、対内・対外直接投資の動きの背景には景気鈍化や米中貿易摩擦だけではなく、中国経済の構造転換という要因もありそうだ。すなわち、企業が高付加価値の本社機能やマーケティング、研究開発拠点を中国国内に集約し、生産拠点をコストが低いアジア周辺国などに移転している可能性がある。1人当たりGDPが1万ドルを超えたことが示すように賃金水準が高まるなか、電気自動車をはじめとする国内産業の高度化と、労働集約型産業の国外移転の流れは今後も続きそうだ。長期的にみれば、我が国同様に、貿易収支の黒字が縮小

する一方で、第一次所得収支の黒字割合が増加する、先進国型の経済構造に移行する過程にあるとみておきたい。

【第5図：経常収支と金融収支の推移（第3四半期まで）】

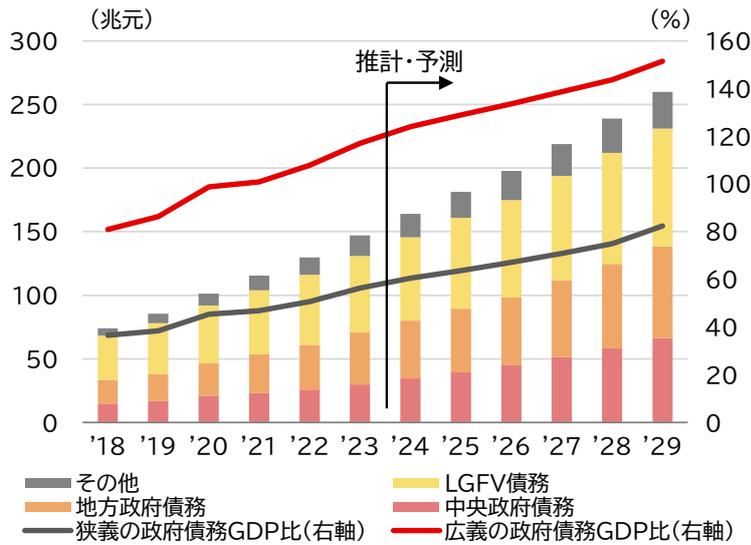


(資料) 中国国家外貨管理局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 政府は数年をかけて不動産市場の調整を図る構え

一方、国内経済は、全人代で設定された「5%前後」の成長率目標達成が視野に入っているものの、特に内需の回復に勢いはなく、政府の景気対策への期待は高い。年前半には、地方政府による在庫住宅の買い上げ方針、後半には人民銀による広範な金融支援策や地方政府の「隠れ債務」削減策がそれぞれ打ち出された。ただ、劇的な景気回復を図るものではなかった。2025年も、政府・人民銀は不動産市場の低迷を解消すべく支援策を実施するとみられるも、大胆な景気刺激策にはならない見込みだ。IMFの推計によると、2024年の中央・地方政府の債務は名目GDP比で60%程度。地方政府傘下で不動産開発を担う融資プラットフォーム(LGFV)が抱える債務を合算すると同120%超と、主要先進国と同等の水準になる(第6図)。中央政府は、これ以上の債務膨張は将来の財政リスクを高めるものと警戒しているようだ。年初からの不動産下支え策もあって、新築不動産価格は下げ止まりの様相をみせている(第7図)。中央政府としては、引き続き不動産売買に伴う混乱を抑制しつつ、数年の時間をかけて不動産市場の正常化を図ろうとしている模様だ。

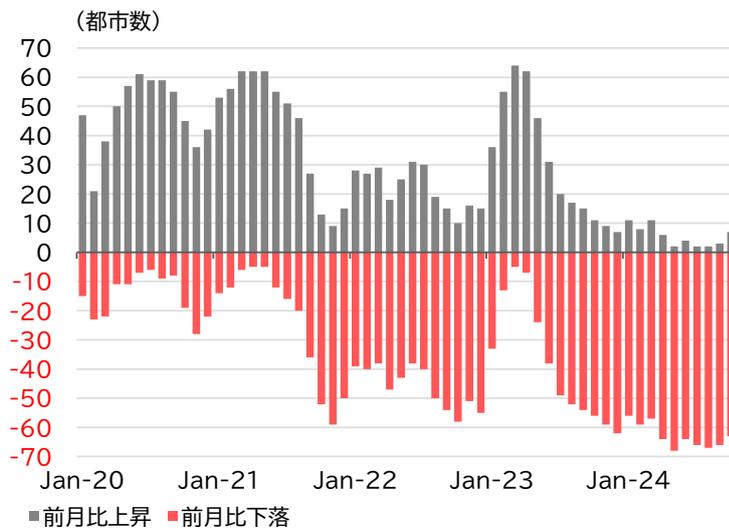
【第6図：IMFによる中国政府債務の推計と予測】



(注) 「狭義の政府債務」は中央と地方の政府債務の合計、「広義の政府債務」はそれに LGFV 債務とその他を足し合わせたもの

(資料) IMF より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第7図：70都市の新築不動産販売価格（前月との比較）】



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 五ヵ年計画の最終年、「安定」重視の一年となりそうだ

なお、2025年は5年毎の経済運営方針である「第14次五ヵ年計画」の最終年となる。節目の年であり、人民元相場も含めて「安定」が重要視されやすい。目先は、例年12月に開催され、翌年の経済運営方針を検討する中央経済工作会议での決定を注視したい。すでに財政部高官からは、財政出動を強化する可能性が示唆されており、必要に応じて景気対策の強化が図られそうだ。2018~19年に地方政府による債務を抑制するために、引き締め的な財政政策をとっていた当時とは異なり、今般は政府の財政出動による景気刺激手段を確保することになるだろう。当時の大幅な人民元安容認のような、通貨政策に過度な負担がかかる状況は避けられよう。人民元相場は、輸出振興のために人民銀が通貨安進行を容認することで、年央にかけて段階的に水準を切り下げるものの、人民銀の管理を逸脱して急落する可能性は低いとみておきたい。

#### 【第2表：2025年の予想レンジ】

	25年1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
対ドル	7.100~7.600	7.200~7.700	7.200~7.700	7.100~7.600
対円	19.7~21.7	19.3~21.3	19.1~21.1	19.0~21.0

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024年11月29日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko\_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2023年				2024年									
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.5	5.5	5.2	5.2	(1-3月) 5.3			(4-6月) 4.7			(7-9月) 4.6			-
固定資産投資*	前年 同期比%	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2	4.5	4.2	4.0	3.9	3.6	3.4	3.4	3.4
第一次産業	前年 同期比%	0.5	0.1	▲1.0	▲0.1	-	▲5.7	1.0	1.9	3.0	3.1	3.3	2.9	2.3	2.5
第二次産業	前年 同期比%	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9	13.4	13.0	12.5	12.6	12.5	12.1	12.3	12.2
第三次産業	前年 同期比%	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2	0.8	0.3	0.0	▲0.2	▲0.7	▲0.8	▲0.7	▲0.9
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0	4.5	6.7	5.6	5.3	5.1	4.5	5.4	5.3
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5	3.1	2.3	3.7	2.0	2.7	2.1	3.2	4.8
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.3	0.7	0.4	0.2	▲0.8	0.7	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.3
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲0.8	▲3.0	▲3.6	▲3.6	▲2.5	▲2.7	▲2.8	▲2.5	▲1.4	▲0.8	▲0.8	▲1.8	▲2.8	▲2.9
輸出***	億ドル	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1	2,796.8	2,924.5	3,023.5	3,078.5	3,005.6	3,086.5	3,037.1	3,090.6
	前年 同月比%	0.5	▲3.2	▲5.7	▲4.6	-	7.1	▲7.5	1.5	7.6	8.6	7.0	8.7	2.4	12.7
輸入***	億ドル	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5	2,211.3	2,201.0	2,197.3	2,088.1	2,159.1	2,176.3	2,220.0	2,133.4
	前年 同月比%	▲7.1	▲6.7	▲7.5	▲5.5	-	3.5	▲1.9	8.4	1.8	▲2.3	7.2	0.5	0.3	▲2.3
貿易収支***	億ドル	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6	585.5	723.5	826.2	990.5	846.5	910.2	817.1	957.2
対内直接投資 (実行ベース)*(注)	億元	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9	3,016.7	3,602.0	4,125.1	4,989.1	5,394.7	5,801.9	6,406.0	6,932.1
	前年 同期比%	4.9	▲2.7	▲8.4	▲8.0	▲11.7	▲19.9	▲26.1	▲27.9	▲28.2	▲29.1	▲29.6	▲31.5	▲30.4	▲29.8
外貨準備高	億ドル	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258	32,457	32,008	32,320	32,224	32,564	32,882	33,164	32,611
都市部調査失業率	%	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0	5.2	5.3	5.1	5.0
国内自動車 販売台数	万台	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4	269.4	235.9	241.7	255.2	226.2	245.3	280.9	305.3
	前年 同月比%	▲6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲19.9	9.9	9.3	1.5	▲2.7	▲5.2	▲5.0	▲1.7	7.0
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	49.2	49.1	50.8	50.4	49.5	49.5	49.4	49.1	49.8	50.1
	非製造業	-	-	-	-	50.7	51.4	53.0	51.2	51.1	50.5	50.2	50.3	50.0	50.2

\* : 年初からの累計ベース。

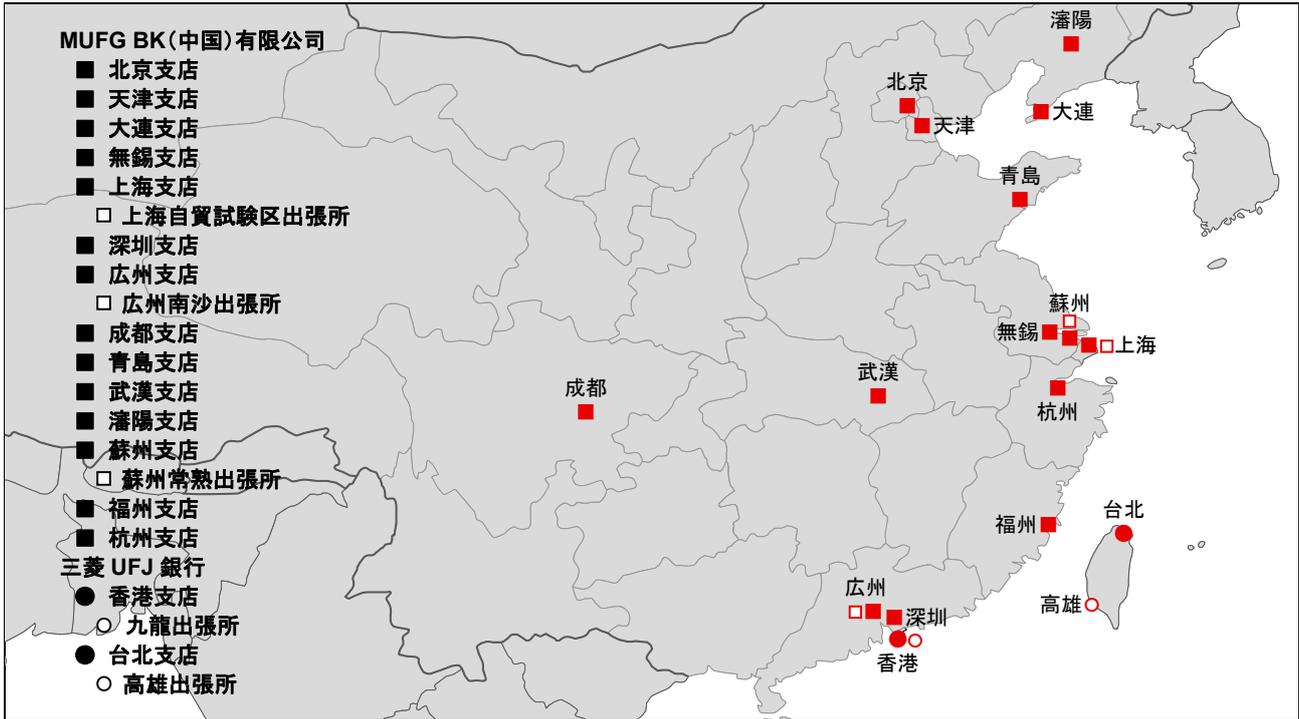
\*\* : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\* : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注) 商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022年6月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022年6月から2023年5月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場15階03单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店 九龍出張所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。